

## すぎなみ舞祭実行委員会規約

平成19年9月6日制定 平成22年4月1日改正  
平成23年1月28日改正 平成24年4月1日改正  
平成25年1月31日改正 平成26年4月1日改正  
平成27年4月1日改正 平成30年4月1日改正  
平成31年4月1日改正 令和2年4月1日改正

### (設置)

第1条 すぎなみ舞祭（以下「舞祭」という。）を円滑に実施するため、「すぎなみ舞祭実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 舞祭は、子どもたちが踊り（ダンス）を通して健やかに成長し、子どもたちの発表の場とすることで、子ども同士や子どもの活動を支える大人同士が交流し、地域における人と人のつながりを築き、杉並区民（以下「区民」という。）が集える故郷の祭とすることを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 舞祭の企画及び実施に関すること。
- (2) 舞祭に係る連絡及び調整に関すること。
- (3) 舞祭の総踊り曲、その振り付けの普及及び指導に関すること。
- (4) その他、舞祭の運営に関すること。

### (組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる団体等の代表者または、その代表者が推薦する者を委員とし、構成する。

### (役職等)

第5条 実行委員会に次の役員を置くものとし、ともに委員の互選による。

実行委員長	1名
副委員長	2名
作業部会部長	各1名
作業部会副部長	各1名以上
監事	2名

- 2 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は実行委員長の職務を、大会副会長は大会会長の職務を補佐する。
- 4 副委員長は、実行委員長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 監事は金銭の管理及び収入支出の状況を監査し、その結果を実行委員会で報告する。
- 6 実行委員長は、上記のほか本会の運営に助言を求めること等を目的に必要に応じて相談役及び他の役職を置くことができる。

(実行委員会)

第6条 実行委員会は委員をもって構成し、その都度実行委員長が召集する。議事は、事務局が主宰する。

2 実行委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(役員会)

第7条 役員会は、実行委員会が開催できないときに、実行委員長が召集するものとする。

2 役員会は、第5条1項で定めた役員（監事を除く）をもって構成する。

3 役員会は、実行委員会で議決すべき事項について専決することができる。

4 前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の実行委員会において報告しなければならない。

5 実行委員長は、必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第8条 実行委員長は、各作業部会に委員を配属し、作業の従事を指示するものとする。

2 部長は、部会を招集し、部会の会務を掌理し、部会の検討作業の経過及び結果を次の実行委員会に報告する。

3 副部長は、部長の職務を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(経費)

第9条 実行委員会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 分担金

(2) 協賛金

(3) その他収入

(事務局)

第10条 実行委員会は、杉並区子ども家庭部児童青少年課青少年係に事務局を置き、事務局は、委員への連絡調整、施設の手配等の事務手続き及び会計をつかさどる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員長が実行委員会に諮って別に定める。

(改正)

第12条 この規約は、実行委員会の出席者の過半数の同意により改正することができる。

## 附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する

この規約は、平成 23 年 1 月 28 日から適用する。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は、平成 25 年 1 月 31 日から適用する。

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 すぎなみ舞祭実行委員会構成団体

杉並区町会連合会	杉並区スポーツ推進委員の会
杉並区商店会連合会	東京都女子体育連盟杉並
杉並区青少年育成委員会会長連合会	日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区
杉並区青少年委員協議会	杉並区
杉並区民生委員児童委員協議会	杉並区教育委員会